

# 大分県報

令和六年  
号外（二）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一  
大分県事務委任規則の一部改正……………八

### 訓令

大分県事務決裁規程の一部改正……………九  
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一三  
大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………一五  
大分県政策企画委員会設置規程の一部改正……………一五

## 〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

大分県規則第四十六号

### 大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十三条の七」を「第二十三条の六」に、「第四十四条の二十八」を「第四十四条の二十七」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二条第一号中「第二章」を「同章」に改める。

第三条第一項の表の総務部の項中

### 行政企画課

総務企画班、行政企画班、組織管理班

を

行政企画課  
電子自治体推進課

総務企画班、行政企画班、組織管理班  
企画管理班、行政DX推進班、基盤システム管理班、システム開発支援班

に、

市町村振興課

企画管理班、行政班、選挙班、財政班、税政班

を

市町村振興課  
学事・私学振興課

企画管理班、行政班、選挙班、財政班、税政班  
企画・大学連携推進班、私学運営支援班、私学助成班

に改

交通政策課

地域交通班、広域交通班、空港企画班

を

交通政策局

交通政策企画課

交通企画・空港班、広域交通班

に改

め、同表の福祉保健部の項中「地域保健・経理班」を「経理・厚生班」に、

健康づくり支援課  
感染症対策課

管理・疾病対策班、健康寿命延伸班、がん・難病対策班  
企画・広報班、予防・検査班、ワクチン接種推進班、医療調整班

を

健康政策・感染症対策課

地域保健企画班、疾病対策班、感染症対策班

に改

め、「介護サービス事業班」の下に「人材確保・DX推進班」を加え、同表の生活環境部の項中「交通安全推進班」の下に「青少年育成班」を加え、

うつくし作戦推進課  
県民生活・男女共同参画課  
私学振興・青少年

うつくし作戦推進班

を

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

一

年課 私立振興班、青少年育成班

環境政策課  
県民生活・男女  
共同参画課  
企画・環境政策班、脱炭素社会推進班

に改

め、同表の商工観光労働部の項中「雇用労働政策課」を「産業人材政策課」に、「労政福祉班、労働相談・啓発班」を「産業人材対策班、若年人材対策班」に改め、「雇用推進班、若年者就業支援班」を削り、同表の農林水産部の項中「衛生環境班」を「家畜防疫対策班」に、「農村整備計画課」を「農地計画課」に改め、「農村環境保全班」を削り、「農村基盤整備課」を「農地・農村整備課」に、「水利整備班」を「農地整備班、水利整備班」に改め、同条第二項の表の行政企画課の項中

県有財産経営室  
活用推進班、公共施設総合管理班

を

電子自治体推進室  
企画管理班、電子自治体推進班、基盤システム管理班、システム開発支援班

県有財産経営室  
活用推進班、公共施設総合管理班

に改め、同表

の県政情報課の項の次に次のように加える。

芸術文化振興課  
スポーツ振興室

スポーツ振興班

交通政策企画課  
地域交通・物流対策室  
地域交通・物流対策班

第三条第二項の表の医療政策課の項の次に次のように加える。

健康政策・感染症対策課  
健康増進室  
健康寿命延伸班、生活習慣病対策班

第三条第二項の表のうつくし作戦推進課の項を次のように改める。

環境政策課  
自然保護推進室  
自然保護班、温泉・地域資源活用班

第三条第二項の表の工業振興課の項の次に次のように加える。

産業人材政策課  
雇用労働室  
労政福祉班、労働相談・啓発班、雇用推進班

第三条第二項の表の畜産振興課の項中「酪農・飼料班」を「耕畜連携推進班」に改める。  
第四条第六項の表中

防災局  
観光局  
を  
交通政策局  
防災局  
観光局  
に改め、同表の主査の項の次に次のように加える。

専門幹  
必要な課、所及び室又は班  
上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。

第四条第六項の表の上席主幹学芸員の項、主幹学芸員の項及び主任学芸員の項中「芸術文化スポーツ振興課」を「芸術文化振興課」に改め、同表の地域保健推進監の項中「健康づくり支援課」を「健康政策・感染症対策課」に改め、同表の感染症対策監の項及び雇用労働政策監の項を削り、同表の構造改革企画監の項中「構造改革企画監」を「政策企画監」に、「農林水産業の構造改革」を「農林水産政策の総合企画及び調整」に改め、同表の農村整備計画監の項を次のように改める。

農地計画監  
農地計画課  
上司の命を受け、農地計画に関する業務を処理する。

第四条第六項の表の安心住まい推進監の項を次のように改める。

子育て住まい推進監  
建築住宅課  
上司の命を受け、安心して子育てしやすい住環境づくりの推進及び公営住宅に関する事務並びに関係機関との連絡調整に関する業務を処理する。

第四条の二中「第四条」を「前条」に、「外」を「ほか」に改める。

第六条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「及び電子自治体推進室」を削り、同条を同条第十二号とし、同条

第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(電子自治体推進課の分掌事務)

第六条の二 電子自治体推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政(県及び市町村)のデジタル化の推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること
  - 二 行政に係る情報ネットワークの構築及び運用に関すること
  - 三 自治体の情報化に関する調査研究及び啓発普及に関すること
  - 四 職員の認証基盤に関すること
  - 五 業務システムの開発及び維持管理に関すること
  - 六 地方公共団体組織認証基盤大分県登録分局に関すること
- 第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(学事・私学振興課の分掌事務)

第十一条 学事・私学振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合教育会議に関すること
- 二 大学との連携に関すること
- 三 公立大学法人大分県立看護科学大学に関すること
- 四 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学に関すること
- 五 私立学校(幼稚園を除く。)並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること
- 六 大分県いじめ問題調査委員会条例(平成二十八年大分県条例第十九号)の施行に関すること

第十二条中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第十二条の二第六号中「小規模集落対策」を「高齢化集落対策」に改める。

第十四条(見出しを含む。)中「芸術文化スポーツ振興課」を「芸術文化振興課」に改め、同条第九号中「地域活性化につながるスポーツの振興」を「スポーツ振興室の庶務」に改める。

第十七条(見出しを含む。)中「交通政策課」を「交通政策企画課」に改め、同条第一号中「に係る主要施策の企画調整」を「の総合企画及び調整」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「広域交通」を「広域交通ネットワークの推進」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 地域交通・物流対策室の庶務に関すること

第十七条第七号を削り、同条第八号中「こと」の下に「(地域交通・物流対策室の所掌に係る事項を除く。)」を加え、同条を同条第六号とする。

第十八条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第十九条第一号中「地域保健法」の下に「(昭和二十二年法律第百一号)」を加え、同条第十九号を削り、同条第二号中「健康づくり支援課」を「健康政策・感染症対策課」に改め、同条を同条第十九号とし、同条中第二十一号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とする。

第二十条(見出しを含む。)中「健康づくり支援課」を「健康政策・感染症対策課」に改め、同条第一号中「健康づくり対策」の下に「及び感染症対策」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 地域保健法の施行に関すること(医療政策課の所掌に係る事項を除く。)

第二十条第三号中「歯科保健」を「保健所」に改め、同条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、同条第九号中「及び結核児童の療育の給付」を削り、同条を同条第六号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を第九号とし、同条第十七号中「(感染症対策課の所掌に係る事項を除く。)」を削り、同条を同条第十号とし、同条中第十八号を削り、第十九号を第十一号とし、第二十号を第十二号とし、同条の次に次の三号を加える。

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に関すること

十四 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関すること

十五 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の施行に関すること

第二十条中第二十一号を削り、第二十二号を第十六号とし、同条第二十三号中「感染症対策課」を「健康増進室」に改め、同条を同条第十七号とする。

第二十条の二を削り、第二十条の三を第二十条の二とする。

第二十一条の二第一号を次のように改める。

- 一 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士の試験及び登録、児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。)の認可並びに結核児童の療養給付等に関すること

第二十一条の二第十五号中「健康づくり支援課」を「健康政策・感染症対策課」に改める。

第二十一条の三第一号中「健康づくり支援課」を「健康政策・感染症対策課」に改め、同条第六号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改め、同条第七号中「婦人相談所、婦人一時保護所及び婦人保護施設」を「女性相談支援センター、女性一時保護所及び女性自立支援施設」に改める。

第二十一条の四第三号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一 障害者社会参加推進室の庶務に関すること

第二十二条第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十三号とし、第十八号を第二十二号とし、第十七号の次に次の四号を加える。

十八 青少年の健全育成に係る行政の総合企画、推進及び調整に関すること

十九 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）の施行に関すること

二十 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の施行に関すること

二十一 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）の施行に係る総合調整に関すること

第二十二条の二（見出しを含む。）中「うつくし作戦推進課」を「環境政策課」に改め、同条第二号中「及び脱炭素社会推進室」を削り、同条第四号中「おおいたうつくし作戦」を「環境に関する県民運動」に改め、同条第十号から第十三号までを削り、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「脱炭素社会推進室及び」を削り、同号を同条第十五号とし、同条第九号の次に次の五号を加える。

十 脱炭素社会の推進に関する企画及び調整に関すること

十一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること

十二 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関すること

十三 省資源・省エネルギー運動の推進に関すること

十四 脱炭素社会総合推進本部に関すること

第二十三条の二を削る。

第二十三条の三第五号中「食品表示法」の下に「（平成二十五年法律第七十号）」を加え、「健康づくり支援課」を「健康増進室」に改め、同条を第二十三条の二とする。

第二十三条の四第四号中「大分県生活環境の保全等に関する条例」の下に「（平成十一年大分県条例第四十七号）」を加え、「うつくし作戦推進課」を削り、同条第二十八号中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改め、同条を第二十三条の三とする。

第二十三条の五第四号中「資源の有効な利用の促進に関する法律」の下に「（平成三年法律第四十八号）」を加え、「（うつくし作戦推進課の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条第十四号中「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の下に「（令和三年法律第六十号）」を加え、「（うつくし作戦推進課の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）の施行に関すること

第二十三条の五を第二十三条の四とし、第二十三条の六を第二十三条の五とし、第二十三条の七を第二十三条の六とする。

第二十五条第一号中「電子自治体推進室」を「電子自治体推進課」に改める。

第二十六条第十五号を削る。

第二十八条（見出しを含む。）中「雇用労働政策課」を「産業人材政策課」に改め、同条第一号中「労働組合の組織及び運営」を「産業人材の確保に係る企画調整」に改め、同条第二号中「労働教育」を「若年者の県内就職促進」に改め、同条第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号から第十二号までを五号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「こと」の下に「（雇用労働室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第十四号中「こと」の下に「（雇用労働室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第十五号中「こと」の下に「（雇用労働室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

十 公益財団法人大分県総合雇用推進協会に関すること

第二十八条中第十九号を第十一号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 雇用労働室の庶務に関すること

第二十八条第二十二号を削る。

第三十三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第三十四条（見出しを含む。）中「農村整備計画課」を「農地計画課」に改め、同条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同条第十五号中「農村基盤整備課」を「農地・農村整備課」に改め、同条を同



条第十三号とする。

第三十四条の二（見出しを含む。）中「農村基盤整備課」を「農地・農村整備課」に改め、同条第十号中「農村整備計画課」を「農地計画課」に改め、同条に次の二号を加える。

- 十一 多面的機能支払交付金に関する事
- 十二 国土調査事業に関する事

第四十三条の四第二十九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第四十四条の五を削り、第四十四条の六を第四十四条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（スポーツ振興室の分掌事務）

第四十四条の六 スポーツ振興室においては、地域活性化につながるスポーツの振興に関する事務をつかさどる。

第四十四条の七を次のように改める。

（地域交通・物流対策室の分掌事務）

第四十四条の七 地域交通・物流対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域交通に関する事
- 二 物流対策の総合企画及び連絡調整に関する事
- 三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事

第四十四条の八及び第四十四条の九を削り、第四十四条の十を第四十四条の八とし、第四十四条の十一を第四十四条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（健康増進室の分掌事務）

第四十四条の十 健康増進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の施行に関する事
- 二 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五号）の施行に関する事
- 三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関する事
- 四 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）の施行に関する事
- 五 食品表示法の施行に関する事務のうち、栄養成分の量、熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示に関する事
- 六 健康教育に関する事
- 七 歯科保健に関する事

八 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関する事

九 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関する事

十 生活習慣病に関する事

第四十四条の十二第五号中「障害者の雇用の促進等に関する法律」の下に「（昭和三十五年法律第百二十三号）」を加え、「雇用労働政策課」を「雇用労働室」に改め、同条を第四十四条の十一とする。

第四十四条の十三を削り、第四十四条の十四を第四十四条の十二とし、第四十四条の十五から第四十四条の十七までを二条ずつ繰り上げ、第四十四条の十五の次に次の一条を加える。

（雇用労働室の分掌事務）

第四十四条の十六 雇用労働室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働組合の組織及び運営に関する事
- 二 労働教育に関する事
- 三 労働協約の締結及び運用に関する事
- 四 労働争議の予防及び処理における協力に関する事
- 五 労働者の福祉向上及び文化活動の促進に関する事
- 六 労働情勢の調査及び統計に関する事
- 七 労政・相談情報センターに関する事
- 八 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の施行に関する事（産業人材政策課の所掌に係る事項を除く。）
- 九 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の施行に関する事
- 十 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事
- 十一 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の施行に関する事
- 十二 介護労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の施行に関する事
- 十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の管理の改善の促進に関する法律の施行に関する事（産業人材政策課の所掌に係る事項を除く。）
- 十四 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関する事
- 十五 大分労働局との連絡調整に関する事
- 十六 その他労働行政及び雇用の推進に関する事（産業人材政策課の所掌に係る事項を除く。）

除く。）

第四十四条の十八を第四十四条の十七とする。

第四十四条の十九中「農業協同組合の営農指導機能及び流通販売機能の強化に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 農業行政の企画調整に関する事

二 農業協同組合の営農指導機能及び流通販売機能の強化に関する事

三 園芸団地化プランに関する事

第四十四条の十九を第四十四条の十八とし、第四十四条の二十を第四十四条の十九とする。

第四十四条の二十一中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 畜産経営に係る環境保全に関する事

第四十四条の二十一に次の一号を加える。

九 耕畜連携に関する事

第四十四条の二十一を第四十四条の二十とし、第四十四条の二十二から第四十四条の二十八までを一条ずつ繰り上げる。

第四十六条第四号中「用品調達特別会計」を「集中調達品の調達及び用品の単価契約」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センターの運営に関する事

第四十六条の二第七号中「開発」の下に「及び維持管理」を加える。

第四十七条第一項第十号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第十二号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第五十条の六を第五十条の七とし、第五十条の五の次に次の一条を加える。

（専門幹）

第五十条の六 特に必要な地方機関に専門幹を置くことができる。

2 専門幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第五十三条の二第八号中「小規模集落対策」を「高齢化集落対策」に改める。

第五十四条第一項の表の大分県北部振興局の項中「農村整備第三班」の下に「、駅館川総合開発班」を加える。

第六十三条の二第三項第二号中「戦傷病者特別援護法」の下に「（昭和三十八年法律第百六十八号）」を加える。

第六十五条第四号中「保護更生」を「支援」に改め、同条第五号中「、生活指導及び職業指導」を「及び自立支援」に改める。

第六十七条の表の城崎分室の項中

相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班	を
-------	-------------------------	---

措置児童支援課		
相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班	に改める。

「第十節 婦人相談所」を「第十節 女性相談支援センター」に改める。

第七十三条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第二号中「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子等の保護更生」を「困難な問題を抱える女性の支援」に改める。

第七十四条中「婦人相談所の」を「女性相談支援センターの」に、「大分県婦人相談所」を「大分県女性相談支援センター」に改める。

第七十四条の二及び第七十五条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

「第十節の二 婦人保護施設」を「第十節の二 女性自立支援施設」に改める。

第七十五条の二を次のように改める。

（業務）

第七十五条の二 女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性を入所させてその保護を行うとともに、自立支援に関する業務を行う。

第七十五条の三「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「大分県婦人寮」を「大分県女性自立支援施設」に改める。

第七十五条の四の見出し中「寮長」を「施設長」に改め、同条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人相談所長」を「女性相談支援センター長」に改める。

第一百九条の二「雇用労働政策課」を「雇用労働室」に改める。

第一百三十三条の三第三号中「植物防疫法」の下に「（昭和二十五年法律第百五十一号）」を加える。

別表の総務部の部に次のように加える。

私立学校法（昭和二十四年法律第

<p>学事・私学振興課</p>		<p>大分県私立学校審議会</p>	<p>二百七十号）第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に關すること</p>
<p>健康政策・感染症対策課</p>		<p>大分県いじめ問題調査委員会</p>	<p>いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、同法第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査審議して、その結果を知事に答申すること</p>
<p>健康政策・感染症対策課</p>		<p>大分県保健所運営協議会</p>	<p>別表の企画振興部の部中「芸術文化スポーツ振興課」を「芸術文化振興課」に改め、同表の福祉保健部の部の福祉保健企画課の款の大分県保健所運営協議会の項を削り、同部の医療政策課の款の大分県循環器病対策推進協議会の項を削り、同部の健康づくり支援課の款を次のように改める。</p>
<p>大分県小児慢性特定疾病審査会</p>	<p>大分県指定難病審査会</p>	<p>大分県小児慢性特定疾病審査会</p>	<p>地域保健法第十一条の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に關する事項の審議に關すること</p>
<p>感染症診査協議会</p>	<p>感染症診査協議会</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律第十八条第一項の規定による通知、同法第</p>	<p>難病の患者に対する医療等に關する法律第七条第二項の規定による特定医療費の支給認定に係る審査に關すること</p>

令和六年三月二十九日

<p>健康政策・感染症対策課健康増進室</p>		<p>大分県循環器病対策推進協議会</p>	<p>別表の福祉保健部の部の感染症対策課の款を次のように改める。</p>	<p>二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院期間の延長並びに同法第三十七条の二第一項の申請に基づく費用の負担に關する必要な事項の審議に關すること並びに同法第十八条第六項及び第十九条第七項の規定による報告に關し、意見を述べること</p>
<p>健康政策・感染症対策課健康増進室</p>		<p>大分県がん対策推進協議会</p>	<p>別表の生活環境部の部の生活環境企画課の款に次のように加える。</p>	<p>健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に關する基本法第十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により大分県循環器病対策推進計画の策定又は変更について意見を述べること</p>
<p>健康政策・感染症対策課健康増進室</p>		<p>大分県がん対策推進協議会</p>	<p>別表の生活環境部の部の生活環境企画課の款に次のように加える。</p>	<p>一 がん対策基本法第十二条第一項に規定する大分県がん対策推進計画の策定及び変更に關し、知事の諮問に応じて答申すること</p> <p>二 がん登録等の推進に關する法律第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二條第二項及び第四項並びにがん登録等の推進に關する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第三項（同令第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べること</p> <p>三 大分県のがん対策に係る重要な事項に關し、知事の諮問に応じて答申すること</p>

大分県報号外（規則）



大分県青少年健全育成審議会

青少年の健全な育成に関する条例第四十四条第一項第一号の規定により意見を述べること及び同項第二号の規定により青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること

別表の生活環境部の部のうつくし作戦推進課の款中「うつくし作戦推進課」を「環境政策課」に改め、同部の私学振興・青少年課の款を削り、同表の商工観光労働部の部の商工観光労働部の雇用労働政策課の款中「雇用労働政策課」を「産業人材政策課」に改め、同表の土木建築部の部の都市・まちづくり推進課の款の大分県国土利用計画審議会の項中「（昭和四十九年法律第九十二号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正）

2 青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「生活環境部私学振興・青少年課」を「生活環境部生活環境企画課」に改める。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十七号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「特定調達契約」の下に「及び用品要求」を加え、同号の表中「ネットワーク・コミュニティ推進事業費」を「持続可能な地域づくり推進事業費」に改め、同条第九号中「資金前渡精算を含む」を「及び資金前渡精算を含み、用品要求に係るものを除く」に改め、同条第十四号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同条第十六号中「事務」の下に「（用品要求に係るものを除く。）」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条

を加える。

（自動支払等分任出納員に対する委任事項）

第七条 会計規則第十条第三項及び第四項に規定する自動支払等分任出納員に対し、公共料金明細事前通知サービス（指定金融機関が支払の期日前に口座振替に係る額等の情報を通知するサービスをいう。）による通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他知事が別に定める支払に係る支払日の決定その他のこれらの支払に関する会計管理者の権限に属する事務を委任する。

別表第二の二の項第一号、第二号及び第四号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同項第十一号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項第十七号中「送金取消蔵入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同項第二十号中「支払確認をし、証拠書類等に確認印を押印する」を「給与等支払明細書又は証拠となる文書に支払確認をする」に改め、同項第二十一号中「第六十三条第一項本文」を「第六十三条第一項」に、「承認し、精算書」を「調査し、精算に係る文書」に改め、同項第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同項第二十五号中「又は振替通知書」を削り、同号を同項第二十四号とし、同項第二十六号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十七号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十八号から第五十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表の四の項第四十六号中「三千万円未満」を「五千万円未満」に、「検査」を「契約担当者による検査又は検査員の任命による検査」に改め、同項中第五十五号を第百十七号とし、第五十二号から第百十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「三千万円未満」を「五千万円未満」に、「の確認を行い」を「を確認するための契約担当者による検査又は検査員の任命による検査をし」に改め、同号を同項第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 約款第三十八条第三項の規定に基づき、工事（一件の設計金額が五億円未満のものに限る。）の出来形部分等を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を注者に通知すること。

別表第二の四の項第五十号を第五十一号とし、第四十七号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 約款第三十一条第二項の規定に基づき、工事（一件の設計金額が五億円未満のものに限る。）の完成を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を受注者に通知すること。

別表第二の五の項第七号中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。



別表第二の二の一の項第二号中「引継ぎ、」を「引き継ぎ、又は」に改め、同項第五号中「支出命令者」を「資金前渡職員」に、「資金前渡精算書」を「精算に係る文書」に改め、同項第六号中「資金前渡精算書」を「精算に係る文書」に改め、同項第七号中「概算払の精算書」を「支出命令者から送付された概算払の精算に係る文書」に改める。

別表第三の振興局の長の部の二十三の項第二十四号中「農村整備計画課長」を「農地計画課長」に改め、同表の三十四の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表の三十六の項中「漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則」に改め、同項第一号中「第四条第一号若しくは第二号」を「第四条」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として、次の一号を加える。

一 規則第二条第一項に基づき、申請書又は協議書（同項第四号から第九号までに掲げるものに限る。）を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の一の項第四号中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同項中第三十七号を第三十八号とし、第二十九号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 法第六十九条の二第二項の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人から、その診療所ごとの収益等に関する報告を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項中第八十三号を第八十六号とし、第七十号から第八十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六十九号中「病院」の下に「又は診療所」を加え、同号を同項第七十二号とし、同項第六十三号から第六十八号までを三号ずつ繰り下げ、同項第六十二号中「第四十四条の三第五項」を「第四十四条の三第八項」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項第六十一号中「第四十四条の三第四項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同号を同項第六十四号とし、同項第六十号の次に次の三号を加える。

六十一 法第四十四条の三第四項（法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第四十四条の三第一項の規定による報告の求めの実施を委託すること。

六十二 法第四十四条の三第五項（法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第四十四条の三第二項の規定による報告の求めの実施を委託すること。

六十三 法第四十四条の三第六項（法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項及び第二項に規定する報告を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十七の項中「予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）」を「施行令」、を削り、同項第一号中「施行令第六条の二第一項」を「施行規則第三条第一項」に改め、同項第二号中「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同項の四十四の項第九号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「採つた者」の下に「又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をした者」を加え、同項第十一号中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改め、同項第十二号中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十四号中「指導」を「必要な情報の提供、助言その他の援助」に改め、同項第十七号中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第四十七条第五項の規定に基づき、精神保健に関する相談に応じ、及び必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

別表第三のことも・女性相談支援センター長の部の一の款中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同款の一の項を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に関する事務	一 困難な問題を抱える女性の女性自立支援施設への入所及び退所の決定並びに移送及び被服等の支給の決定をすること。
--	---

別表第三のことも・女性相談支援センター長の部中二の款を削り、三の款を二の款とする。

別表第三の土木事務所の長の部の二十九の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○訓令 甲

大分県訓令甲第二号

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する

本 地 方 機 関

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条第九号中「。以下「会計規則」といふ。」を削り、同条第十号中「、感染症対策監」を削り、「雇用労働政策監、構造改革企画監」を「政策企画監」に、「農村整備計画監」を「農地計画監」に、「安心住まい推進監」を「子育て住まい推進監」に改める。  
第五条第三号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改める。

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の部長の項の次に次のように加える。

交通政策局長	主務課長（室長を含む。）	知事があらかじめ指定する職員
--------	--------------	----------------

別表第一の一の表の四の項の課長、所長及び室長の欄第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同表の五の項第十号を次のように改める。

十 規則第七条第一項ただし書の規定により、電磁的記録に記録されている公文書の公開を電磁的記録媒体に複写したものを交付する方法により行うこと又は電子情報処理組織を使用する方法により提供することを適当と認めること。

別表第一の一の表の六の項の課長、所長及び室長の欄第三十三号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、「行うこと」の下に「又は電子情報処理組織を使用する方法により提供すること」を加え、同表の七の項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同表の十九の項の課長、所長及び室長の欄第五号中「審査等別表第一から別表第四」を「審査等の施行令別表第一から別表第五」に改め、同表の二十四の項中「昭和四十六年大分県人事委員会規則第五号」を「昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号」に改め、同表の三十四の項の部長の欄第五号中「充当」を「充用」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第八号中「継続費清算報告書」を「継続費精算報告書」に改め、同号を同欄第七号とし、同表の三十五の項中「昭和四十九年大分県規則第十号。」を削り、同項の部長の欄第一号中「歳入の徴収」を「歳入徴収事務」に、「収納」を「歳入等収納事務」に改め、同欄第三号中「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第一号及び第二号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同欄第九号中「歳入の徴収」を「歳入徴収事務」に、「収納」を「歳入等収納事務」に改め、同欄第十一

号中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、同欄第十三号中「こと」の下に「（班総括専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十四号中「支払を確認し、証拠書類に確認印を押印する」を「給与等支給明細書又は証拠となる文書に支払確認をする」に改め、同欄第十五号中「第六十三条第一項本文」を「第六十三条第一項」に、「承認し、精算書」を「調査し、精算に係る文書」に改め、同欄第十六号中「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同欄第二十七号中「決定」の下に「及びそれらの承認」を加え、同欄第三十九号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項の班総括の欄第二号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同欄第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同欄第六号中「送金取消歳入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同欄第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第五十六条第一項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること（六の表の班総括専決に係るものに限る。）。

別表第一の一の表の三十八の項の課長、所長及び室長の欄第六号中「こと」の下に「（班総括専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十二号中「書類」を「文書」に改め、同欄第十五号中「書面」を「文書」に改め、同欄第四十三号及び第四十八号中「（一件の設計金額が三千万円（土木建築部が所管する工事にあつては、八千万円）以上のもの）」を削り、同項の班総括の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として、次の一号を加える。

一 規則第十五条第一項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること（六の表の班総括専決に係るものに限る。）。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄中第十六号を第二十号とし、第十号から第十五号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第九号中「基づき、」の下に「取得代金（借受けの場合）は、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合は、年額）が五百万円以上の」を加え、同号を同欄第十三号とし、同欄第八号を第十二号とし、第七号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 規則第十三条第一項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が五千万円以上五億円未満の県有財産の新築（造）又は増築を決定すること。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄中第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 規則第十一条の二第一項の規定に基づき、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合）は、年額）五百万円以上の借受けを決定すること。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄第五号の次に次の二号を加える。

六 規則第七条の二第一項の規定に基づき、行政財産の用途を変更し、又は普通財産を行政財産に変更すること。

七 規則第八条第一項の規定に基づき、行政財産の用途を廃止すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第四号中「第八条」を「第八条第三項」に改め、同欄中第二十五号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第十二号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 規則第二十三条の三の規定に基づき、改築（造）、移築又は大規模修繕を決定すること。

十六 規則第二十三条の四第一項の規定に基づき、分筆又は合筆を決定すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄中第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 規則第十七条ただし書の規定に基づき、取得代金（借受けの場合は、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合は、年額）が五百万円未満の県有財産の登記、登録又は引渡しの前代金を支払うことを承認すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄中第九号を第十一号とし、同欄第八号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同号を同欄第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 規則第十三条第一項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が五千万円未満の県有財産の新築（造）又は増築を決定すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十一条の二第一項の規定に基づき、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合には、年額）五百万円未満の借受けを決定すること。

別表第一の一の表の四十四の項の部長の欄第一号及び課長、所長及び室長の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「直払品」を「集中調達品」に改め、同項の班総括の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「燃料及び直払品（需用費で購入する一件の契約における支出見込額が十万円未満のもの）」を「及び燃料」に改め、同欄に次の一号を加える。

二 規則第七条第一項の規定に基づき、規則別表第二の摘要欄に掲げられたものとして、

集中調達品（需用費で購入する一件の契約における支出見込額が十万円未満のもの）を用品要求すること。

別表第一の二の表の一の項の会計管理者の欄第七号中「歳計現金保管残高報告書」を「歳計現金等保管残高整理簿（報告書）」に改め、同欄第十号及び第十一号中「歳入の徴収」を「並びに歳入徴収事務」に、「収納の事務」を「歳入等収納事務」に、「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同項の会計管理局長の欄第五号中「収支月計報告書等」を「収支月計報告書等」に改め、同欄第六号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項の課長及び室長の欄第四号中「精算書」を「精算に係る文書」に改め、同欄第五号中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に、「支出事務」を「公金支出事務」に、「精算書」を「精算に係る文書」に改め、同欄第十一号中「歳入の徴収」を「並びに歳入徴収事務」に、「収納の事務」を「歳入等収納事務」に、「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同項の班総括の欄第六号中「送金取消歳入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同欄第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第二十七号中「収支日計表等」を「歳計現金等保管残高報告書等」に改め、同号を同欄第二十六号とし、同欄中第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、同項中

物品出納員

- 一 規則第十四条第三項の規定に基づき、物品の出納及び保管を行うこと。
- 二 規則第十八条第五項において準用する同条第三項及び第四項の規定に基づき、事務引継ぎを行い、事務引継書を知事に提出すること。
- 三 規則第二十一条第一項の規定に基づき、事故報告書を提出すること。
- 四 規則第四百四十四条の規定に基づき、物品の受入れ又は払出しの通知を受けること。
- 五 規則第六百六十七条第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。

を



物品出納員	自動支払等分任出納員
<p>一 規則第十四条第三項の規定に基づき、物品の出納及び保管を行うこと。</p> <p>二 規則第十八条第五項において準用する同条第三項及び第四項の規定に基づき、事務引継ぎを行い、事務引継書を知事に提出すること。</p> <p>三 規則第二十一条第一項の規定に基づき、事故報告書を提出すること。</p> <p>四 規則第四百四条の規定に基づき、物品の受入れ又は払出しの通知を受けること。</p> <p>五 規則第六十七条第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。</p>	<p>一 規則第十四条第四項の規定に基づき、公共料金明細事前通知サービスによる通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他自動支払等に係る支払日の決定に関する事務を行うこと。</p>

に改める。

別表第一の四の表の歳入の収入調定の部中「及び用品調達特別会計」を削る。

別表第一の六の表の需用費の部中「購読何済みのもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係る」を「並びに購読何済みの」に改め、同表の備品購入費の部中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同表の注5中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改める。

別表第一の七の表の一の部の需用費の款中「購読何済みのもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係る」を「並びに購読何済みの」に改め、同部の備品購入費の款中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同表の注3及び注4中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改める。

別表第二の二の表の一の項の地方機関の長の欄第五号及び支所分場等の長の欄第八号中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の三の表のイの部の一の項中「昭和四十三年大分県規則第二十七号。」を削り、同部の二の項の長い長の欄第一号及び第二号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同欄第十一号中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、同欄第十三号中「こと」の下に「（課長専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十号中「支払を確認し、証拠書類等に確認印を押印する」を「給与等支給明細書又は証拠と

なる文書に支払確認する」に改め、同欄第十五号中「精算書」を「精算に係る文書」に改め、同欄第三十六号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項の課長の欄第二号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同欄第六号中「送金取消歳入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同欄第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第五十六条第一項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること（ホの部の支出負担行為のうち課長専決に係るものに限る。）。

別表第二の三の表のイの部の三の項の長い長の欄第六号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同欄第七号中「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第五十二号）」を加え、同部の五の項の長い長の欄第六号中「こと」の下に「（課長専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十二号中「書類」を「文書」に改め、同欄第四十一号中「三千万円未満」を「五千万円未満」に、「検査」を「契約担当者による検査又は検査員の任命による検査」に改め、同欄第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 約款第三十八条第三項の規定に基づき、工事（一件の設計金額が五億円未満のものに限る。）の出来形部分等を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を受注者に通知すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第四十五号を第四十六号とし、第四十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 約款第三十一条第二項の規定に基づき、工事（一件の設計金額が五億円未満のものに限る。）の完成を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を受注者に通知すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の課長の欄第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として、次の一号を加える。

一 規則第十五条第一項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること（ホの部の支出負担行為のうち課長専決に係るものに限る。）。

別表第二の三の表のイの部の八の項の長い長の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「直払品」を「集中調達品」に、「十万元以上」を「大分市内のかいにあつては二十万円以上、大分市内以外の県内のかいにあつては五十万円以上」に改め、同項の課長の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「燃料及び直払品（需用費で購入する一件の契約

における支出見込額が十万円未満のもの」を「及び燃料」に改め、同欄に次の一号を加える。

二 規則第七条第一項の規定に基づき、規則別表第二の摘要欄に掲げられたものとして、集中調達品（需用費で購入する一件の契約における支出見込額が大分市内のかいにあつては二十万円未満、大分市内以外の県内のかいにあつては五十万円未満のもの）を用品要求すること。

別表第二の三の表のホの部の一の款の需用費の項中「、購読何済みのもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係る」を「並びに購読何済みの」に改め、同款の備品購入費の項中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同部の注4中「ネットワーク・コミュニティ推進事業」を「持続可能な地域づくり推進事業費」に改め、同部の注9中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議兼支出命令」に改める。

別表第二の四の表の一の項の出納員の欄第七号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同欄第八号中「資金前渡精算書」を「精算に係る文書」に改め、同欄第九号中「精算書」を「精算に係る文書」に改め、同項中

- | 物品出納員 |   |
|-------|---|
| 一     | 規則第十五条第三項の規定に基づき、物品の出納及び保管を行うこと。                                |
| 二     | 規則第十八条第五項において準用する同条第三項及び第四項の規定に基づき、事務引継ぎを行い、事務引継ぎ書をかいい長に提出すること。 |
| 三     | 規則第二十一条第一項の規定に基づき、事故報告書を所属長宛て提出すること。                            |
| 四     | 規則第四百四十四条の規定に基づき、物品の受入れ又は払出しの通知を受理すること。                         |
| 五     | 規則第六百六十七条第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。                       |

を

物品出納員

- |   |   |
|---|---|
| 一 | 規則第十五条第三項の規定に基づき、物品の出納及び保管を行うこと。                                |
| 二 | 規則第十八条第五項において準用する同条第三項及び第四項の規定に基づき、事務引継ぎを行い、事務引継ぎ書をかいい長に提出すること。 |
| 三 | 規則第二十一条第一項の規定に基づき、事故報告書を所属長宛て提出すること。                            |
| 四 | 規則第四百四十四条の規定に基づき、物品の受入れ又は払出しの通知を受理すること。                         |
| 五 | 規則第六百六十七条第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。                       |

自動支払等分任出納員

一 規則第十四条第四項の規定に基づき、公共料金明細事前通知サービスによる通知を受けて自動口座振替の方法により行う支払その他自動支払等に係る支払日の決定に関する事務を行うこと。

に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号

本	大分県教育庁
大分県	大分県人事委員会事務局
大分県	大分県監査委員事務局
大分県	大分県警察本部
大分県	大分県労働委員会事務局
大分県	大分県議会議事事務局
大分県	大分県企業局
大分県	大分県病院局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

別表第一の三の項の警察本部長の欄第四号中「充当」を「充用」に改め、同項の課長の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表の四の項の警察本部長の欄第一号中「歳入の徴収」を「歳入徴収事務」に、「収納」を「歳入等収納事務」に改め、同欄第二号中「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同項の課長の欄第一号及び第二号中「及び物品出納員」を「物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同欄第九号中「歳入の徴収」を「歳入徴収事務」に、「収納」を「歳入等収納事務」に改め、同欄第十号中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、同欄第十三号中「こと」の下に「（班総括等専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十四号中「支払を承認し、証拠書類に確認印を押印する」を「給与等支払明細書又は証拠となる文書に支払確認をする」に改め、同欄第十五号中「第六十三条第一項本文」を「第六十三条第一項」に、「承認し、精算書」を「調査し、精算に係る文書」に改め、同欄第十六号中「支出事務」を「公金支出事務」に改め、同欄第二十七号中「決定」の下に「及びそれらの承認」を加え、同欄第三十九号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同項の班総括等の欄第二号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同欄第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同欄第六号中「送金取消歳入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同欄第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第五十六条第一項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること（次表の四の表の班総括等専決に係るものに限る。）。

別表第一の七の項の課長の欄第六号中「こと」の下に「（班総括等専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第十二号中「書類」を「文書」に改め、同欄第十五号中「書面」を「文書」に改め、同項の班総括等の欄第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として、次の一号を加える。

一 規則第十五条第一項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること（次表の四の表の班総括等専決に係るものに限る。）。

別表第一の八の項の警務部長の欄第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同欄第九号中「に基づき、」の下に「取得代金（借受けの場合は、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合は、年額）が五百万円以上の）」を加え、同号を同欄第十三号とし、同欄第八号を第十二号とし、第七号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 規則第十三条第一項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が五千万円以

上五億円未満の県有財産の新築（造）又は増築を決定すること。

別表第一の八の項の警務部長の欄第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
九 規則第十一条の二第一項の規定に基づき、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合には、年額）五百万円以上の借受けを決定すること。

別表第一の八の項の警務部長の欄第五号の次に次の二号を加える。  
六 規則第七条の二第一項の規定に基づき、行政財産の用途を変更し、又は普通財産を行政財産に変更すること。

七 規則第八条第一項の規定に基づき、行政財産の用途を廃止すること。

別表第一の八の項の課長の欄第四号中「第八条」を「第八条第三項」に改め、同欄第二十五号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第十二号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 規則第二十三条の三の規定に基づき、県有財産の改築（造）、移築又は大規模修繕を決定すること。

十六 規則第二十三条の四第一項の規定に基づき、分筆又は合筆を決定すること。

別表第一の八の項の課長の欄第十号を同欄第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 規則第十七条ただし書の規定に基づき、取得代金（借受けの場合は、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合は、年額）が五百万円未満の県有財産の登記、登録又は引渡しの前代金を支払うことを承認すること。

別表第一の八の項の課長の欄第九号を同欄第十一号とし、同欄第八号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同号を同欄第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 規則第十三条第一項の規定に基づき、県有財産台帳価格の変動見込額が五千万円未満の県有財産の新築（造）又は増築を決定すること。

別表第一の八の項の課長の欄第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十一条の二第一項の規定に基づき、一件の契約額（借受期間が一年以上の場合には、年額）五百万円未満の借受けを決定すること。

別表第一の十一の項の警務部長の欄第一号及び課長の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「直払品」を「集中調達品」に改め、同項の班総括等の欄第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「燃料及び直払品（需用費で購入する一件の契約における支出見込額が十万円未満のもの）」を「及び燃料」に改め、同欄に次の一号を加える。

二 規則第七条第一項の規定に基づき、規則別表第二の摘要欄に掲げられたものとして、集中調達品（需用費で購入する一件の契約における支出見込額が十万円未満のもの）を



用品要求すること。

別表第二の二の表の歳入の収入調定の部中「及び用品調達特別会計」を削る。

別表第二の四の表の需用費の部中「、購読伺済みのもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を「並びに購読伺済みのもの」に改め、同表の備品購入費の部中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同表の注5中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議兼支出命令」に改める。

別表第二の五の表の需用費の部中「、購読伺済みのもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を「並びに購読伺済みのもの」に改め、同表の備品購入費の部中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同表の注3及び注4中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議兼支出命令」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第四号

本 庁

地 方 機 関

大分県職員安全管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十七条第三項第一号及び第四項中「福祉保健部感染症対策課長」を「福祉保健部健康政策・感染症対策課長」に改める。

第二十条第二項中「第六号」を「第五号」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

本 庁

大分県政策企画委員会設置規程（平成二十一年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条第一号中「大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」」を「大分県長期総合計画」に改める。

別表中「農林水産部農林水産企画課構造改革企画監」を「農林水産部農林水産企画課政策企画監」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

大分県報号外（訓令甲）